

福岡広域都市計画地区計画の変更(久山町決定)

都市計画上山田藤河地区地区計画を次のように変更する。

| | | |
|-----------------|---|--|
| 名 称 | 上山田藤河地区地区計画 | |
| 位 置 | 糟屋郡久山町大字山田字石切の一部、字藤川の一部、字一ノ浦の一部、字二ノ浦の一部、字三ノ浦の一部 | |
| 面 積 | 約3.4ha | |
| 地区計画の目標 | 本地区は、今後予想される無秩序な開発による居住環境の悪化を防止し、都市的土地利用と営農条件等との調和を図りつつ、周囲の自然田園環境と調和した良好な居住環境等の形成を図ることを目標とする。 | |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 土地利用の方針 | 無秩序な市街化を防止し、地区施設と併せた計画的な保全、開発の誘導により、自然、田園環境と調和した良好な居住環境の維持、増進を図る。また、三ノ浦地区については、周辺環境との調和、地域コミュニティの活性化などに配慮しつつ、土地区画整理事業等を導入し、土地の有効利用を促進する。 |
| | 地区施設の整備の方針 | 既存道路等を活用し無接道宅地が生じないように区画道路を計画的に配置し、整備する。また、地区施設の整備にあたっては、久山町環境保全条例、同施行規則、および同指導要綱に基づいて整備する。 |
| | 建築物等の整備の方針 | 良好な住環境を維持、増進するため、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」及び「垣又は柵の構造の制限」など必要な制限を定める。 |

| | | | | | |
|--------|--------------|--|--|----------|----------|
| 地区整備計画 | 地区施設の配置及び規模 | | 区画道路:幅員13.5m、延長約358m 区画道路:幅員4.0m、延長約936m 緑地:幅員1.0m、延長約380m 配置は計画図のとおり | | |
| | 建築物等に関する事項 | 地区の区分 | 地区の名称 | 上山田藤河A地区 | 上山田藤河B地区 |
| | | 地区の面積 | | 約2.9ha | 約0.2ha |
| | | 建築物等の用途の制限 | 当地区内に建築できる建築物の用途は次に掲げるものとする。 (1)住宅 (2)住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの うち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの (3)共同住宅(4戸以下)、寄宿舎又は下宿 (4)前3号の建築物に附属するもの | | |
| | | 建築物の容積率の最高限度 | 10分の8 | | |
| | | 建築物の建蔽率の最高限度 | 10分の5 | | |
| | | 建築物の敷地面積の最低限度 | 240㎡ | | |
| | | 壁面の位置の制限 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線等(以下、「敷地境界線」という。)までの距離は、次に掲げる範囲とし、後退した空地は緑化及び歩行者空間の確保に努めるものとする。 (1)一級町道藤河～猪野線との敷地境界線から1.5m以上 (2)前号以外の敷地境界線から1m以上 | | |
| | | 建築物等の高さの最高限度 | 12m | | |
| | | 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 | 1. 建築物の形態は、周囲の田園環境と調和を図るものとする。 2. 建築物の色彩は原色を避け、周辺の田園環境との調和を図り景観形成上支障がないものとする。 3. 屋外広告物等は、福岡県屋外広告物条例に規定する内容を遵守し、次の各号に掲げるもの以外は原則設置してはならない。 (配置等) ・自己の用に供するものを原則とし、個数は1敷地に2個以内とする。 (意匠等) ・刺激的な色彩又は装飾を用いるなどにより、美観風致を損なわないものとする。 ・点滅する又は動くものでないものとする。 (規格等) ・広告物の高さは5m以下とし、表示面積の合計が1.0㎡以下とする。 ・建築物より突出する形式の広告物は、敷地又は道路境界線を越えて設置してはならない。 | | |
| | 建築物の緑化率の最低限度 | 景観形成及び相隣関係等に配慮し、敷地境界沿い等に緑地を配置するように努め、その敷地面積に対する緑地面積の割合は、原則、7%以上とする。ただし、小規模敷地などの理由で著しく土地利用を妨げる場合は、別途協議し定める。 | | | |

| | |
|------------|--|
| 垣又は柵の構造の制限 | <p>垣又は柵の構造は、周囲の田園環境との調和及び緑化に配慮したものとし、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>・道路に面して塀を設ける場合は、景観上、安全上の視点から原則、コンクリート造、コンクリートブロック造としてはならない。やむを得ずコンクリートブロック造等とする場合は、高さが0.8m以内としフェンスや生垣などと併設するように努めるものとする。ただし、前記構造に化粧を施し、周囲の田園環境と調和したものはこの限りでない。</p> |
| 備 考 | 制限の取り扱いは、上記のほか別に条例で定める。 |

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本町内に策定済みの他の地区計画との整合を図り、より明確な規定とするため一部変更を行うものである。